

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本構想

令和5年9月

鹿角市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	地域の概要	1
2	鹿角市農業の現状と課題	1
3	地域農業構造見直しの方向	2
4	農業経営体の育成と目標	2
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1	個別経営体	5
2	組織経営体	13
第 3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的 指標	14
第 4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	15
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目 標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	17
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項	19
1	法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域 計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	19
2	利用権設定等促進事業に関する事項（改正前の農業経営基盤強化法に規定す る農用地の利用権の設定等を推進する事業）	20
3	農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	27
4	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	28
5	農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて	

行う農作業の実施の促進に関する事項	31
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	31
第7 その他	33
別紙 1	34
別紙 2	35

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 地域の概要

鹿角市は、秋田県の北東端、青森・岩手・秋田三県のほぼ中央に位置し、十和田八幡平国立公園を有し、雄大な自然環境に恵まれている。行政区域面積は、東西に約 20.1 km、南北に約 52.3 km で、707.52 k m² の行政面積を有し、県北部を流れる米代川の最上流、奥羽山脈中に形成された地溝盆地とその南に続く山岳部と傾斜地からなっている。この米代川と北から流れる大湯川、小坂川が合流して日本海へと続き、この地域の複合扇状地と沖積地に市街地をはじめ集落が発達しており、丘陵地では夏秋野菜、果樹、葉たばこ、畜産などの生産が営まれている。

気候は亜寒帯に属し、平均気温約 10 度、日照時間約 1,350 時間、降水量約 1,400 mm、やませが多く年間を通じて昼夜間の気温の格差が大きく典型的な盆地方気候を呈し、12 月下旬から 3 月下旬までは積雪期間となっている。

人口は、市誕生前の昭和 30 年の 60,475 人を最高に減少が続き、令和 2 年には 29,088 人までに減少しており、年齢階層別に見ると、年少人口、生産年齢人口とも減少が続いている。産業別就業者数では、就業者人口の減少がみられるほか、第 1 次産業への就業者割合が落ち込んでおり、第 3 次産業への就業割合が増加してきている。

2. 鹿角市農業の現状と課題

鹿角市の農業は、県内他地域と比較して稲作への依存度が低く、平坦地が限られている中で多様な地形や気象条件を生かし、米、野菜、果樹、畜産を組み合わせた多くの経営形態が存在する複合経営地域として基盤を確立してきた。

しかしながら、本市の農業者数は減少傾向にあり、令和 2 年農林業センサスにおける販売農家数は 1,146 戸で、平成 22 年の 2,081 戸と比較すると 935 戸（45%）減少しており、また、基幹的農業従事者数は 1,416 人で、平成 22 年の 2,331 人から 915 人の減少となっている。農業従事者の減少する中、本市農業の中心的担い手となっている 65 歳代以上の高齢農業者のリタイアがさらに進むと想定され、農業の後継者育成は喫緊の課題となっている。

本市の 1 経営体あたりの平均経営耕地面積を見てみると、令和 2 年農林業センサスにおいて 3.23ha となっており、大規模化は進んでいるものの、秋田県平均（4.00ha）からは、小規模な経営体が多いことが現れている。特に、米などの土地利用型の農業にあっては、安定経営のためには比較的大規模な経営耕地が必要であり、意欲的な農家を支援する観点から農地の流動化の推進が課題となっている。

3. 地域農業構造の見直しの方向

農業従事者の減少と高齢化が進む中、高齢農家や自給的農家に加え準主業的経営体及び副業的経営体においても作業委託による経営の外部依存を強めながら生産規模を縮小する方向に向かい、土地持ち非農家等も相当数発生するものと見込まれ、こうした農用地を担い手へ利用集積することによって農業生産機能の保持や耕作放棄地の発生防止など農用地の有効利用を推進していくことが必要となっている。

また、経済のグローバル化に伴い、環太平洋パートナーシップ（TPP）や地域的な包括的経済連携（RCEP）など、高いレベルの経済連携により成長・発展基盤の再構築が進んでおり、こうした経済連携に対応するための競争力向上や海外における需要拡大など農業の潜在力を引き出す大胆な取り組みが不可欠となっている。

こうした状況に対応しながら、鹿角市農業が地域を支える基幹産業として持続可能な力強い農業を実現するため、経営の複合化・法人化、機械や技術の最適化、6次産業化など農業経営の発展のほか、就農に向けた研修機会や育成支援策の充実による意欲ある青年層の新規就農者の確保、スマート農業の推進や期間雇用や雇用就農などの多様な人材確保策を推進し、将来の地域農業を支える担い手の確保・育成を進める。特に、土地利用型農業については、リタイアする農業者の農地を引き受けていく効率的かつ安定的な農業経営への農地集積、分散した農地の連担化が円滑を進め、10～20ha規模の効率的かつ安定的な農業経営体が大宗を占める農業構造を確立していくことを目指す。

4. 農業経営体の育成と目標

地域農業構造の見直しの方向を踏まえ、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に実施し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するものとする。

（1）育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成

鹿角市及びその周辺市町で現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間以内）の水準を達成しつつ、他産業従事者と遜色ない生涯所得を実現し得る年間所得（主たる農業従事者1人あたり380万円程度）を確保できるよう効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

この目標を達成するため、次により取り組むものとする。

- ア 農業経営の着実な発展のためには、自らの経営の計数管理を可能とする複式簿記や税制面の特例措置を活用できる青色申告の導入等を進め、価格・需給動向に的確に対応できる経営感覚を育て、生産者から経営者への意識改革を図る。
- イ 認定農業者等の地域農業発展への重要な役割を担う望ましい経営体を育成するため、農業協同組合、農業委員会等が相互に密接な連携の下で鹿角地域農業再生協議会や鹿角市農業農村支援機構（以下、「支援機構」という。）を設置し、認定農業者または今後認定を受けようとする農業者、生産組織等への指導体制の充実強化を図るとともに、営農診断、営農改善方策の提示などを通じ、農業者が主体性を持って、自らの地域の農業の将来方向について選択判断できるような環境づくりを進める。
- ウ 農業経営改善計画の認定期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

鹿角市の平成 28 年度から令和 2 年度まで独立・自営する新規就農者（農業次世代人材投資資金等の交付を新たに受けた者）は 17 人（平均 3.4 人）であり、一定の新規就農者はいるものの、鹿角市における基幹的農業従事者数は減少傾向にあることから、地域農業の新たな担い手を安定的かつ計画的に確保していくことは重要な課題となっている。

これまでの実績を踏まえ、鹿角市においては年間 3 人の独立・自営する新規就農者の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業所得に関する数値目標

新たに農業経営を営もうとする青年等にとって、農業を職業として選択しうるに足る魅力とやりがいのあるものとする必要があることから、鹿角市及びその周辺市町の優良な農業経営の事例を踏まえつつ、青年等が農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（（１）で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の 5 割以上の農業所得、すなわち主たる従業員 1 人あたりの年間農業所得 200 万円以上）を目標とする。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記で掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対しては、支援機構がワンストップ窓口となり、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介のほか、生産技術や経営については鹿角地域振興局農林部や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導を図る。

(3) 農地の利用集積

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進事業等の積極的な活用により、利用権の促進及び農作業受委託の積極的な促進を図るとともに、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮した規模拡大・面的集積を推進する。また、新規に就農を希望する者に対しても、その者の意欲や農業経験等から判断し、将来的に地域農業の担い手になると見込まれる者については、農地中間管理事業等による農用地のあっせん等に努める。

さらに、ほ場の大区画化及び水路、農道や暗渠排水施設の整備により、農用地の集団化や利用集積による団地化、農作物の品質や収量の向上を図るものとする。

(4) 6次産業化や関連産業と連携した農業所得の向上

力強い農業構造の構築と併せて、直売所や農産品加工、観光農場など農業経営の6次産業化を促進するほか、地場産業の振興や都市農村交流など、農業を中心として関連産業との連携により付加価値を生み出し、地域全体で農業関連サービスを提供すること等により農業所得の向上を図る。

(5) 地域農業の取組

農地の利用集積を促進するため、個人農業者や生産組織を育成するとともに、経営体として体制の整ったものについては法人化への誘導を図るとともに、既存の法人については、事業承継や後継者対策及び経営改善に対して支援を行うことで、事業継続と発展を支援する。

また、女性農業者は、農業生産の重要な担い手であることから、家族経営協定の締結による農業経営改善計画の共同申請の推進や、女性農業者による法人経営体への参加・協力を通じ、女性の農業経営への一層の参画を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な副業的経営体、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にしつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他副業的経営体等にも相互にメリットを享受できるような地域農業システムを構築し、健全な農村社会の発展に努めるものとする。

第2 農業経営の規模・生産方式・経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の4の(1)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に鹿角市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1. 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲単一	〈作付面積等〉 水稲 10.0ha (うち直播 3.0ha) 飼料用米 8.0ha	〈資本装備〉 トラクター 1台 直播兼用田植機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・研修等による管理能力の向上 ・経営内の役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保 ・農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 〈家族労働力〉 <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
水稲＋ 工芸作物	〈作付面積等〉 水稲 4.0ha 水稲作業受託 (刈取・乾燥) 4.0ha 葉たばこ 1.0ha ※転換畑として 1.8haの利用可能	〈資本装備〉 トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 葉編機 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・研修等による管理能力の向上 ・経営内の役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保 ・農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 〈家族労働力〉 <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
水稲＋野菜	<p>〈作付面積等〉 水稲 4.0ha</p> <p>水稲作業受託 (刈取・乾燥) 4.0ha</p> <p>夏秋きゅうり 0.25ha</p> <p>※転換畑として 2.5haの利用可能</p>	<p>〈資本装備〉 トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 ポンプ 1台 動力噴霧器 1台 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 研修等による管理能力の向上 経営内の役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 <p>〈家族労働力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人
水稲＋野菜	<p>〈作付面積等〉 水稲 5.0ha</p> <p>夏秋トマト 施設 2,000㎡</p> <p>ホウレンソウ(冬) 施設 2,000㎡</p> <p>※転換畑として 3.6haの利用可能</p>	<p>〈資本装備〉 トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 パイプハウス (100坪) 6棟 動力噴霧器 1台 自動点滴灌水施肥システム 1台 除雪機 他</p> <p>※稲作関連機械は 3戸共同利用 ※ホウレンソウは トマト用ハウスを 活用する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 研修等による管理能力の向上 経営内の役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 <p>〈家族労働力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
水稲＋野菜	<p>〈作付面積等〉 水稲 4.0ha 水稲作業受託 (刈取・乾燥) 4.0ha アスパラガス 0.8ha</p> <p>※転換畑として 1.9haの利用可能</p>	<p>〈資本装備〉 トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 防除機 1台 管理機 1台 他</p> <p>※アスパラは長期どり栽培の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 研修等による管理能力の向上 経営内の役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 <p>〈家族労働力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人
水稲＋果樹	<p>〈作付面積等〉 水稲 4.0ha りんご 0.6ha もも 0.3ha</p> <p>※転換畑として 1.8haの利用可能</p>	<p>〈資本装備〉 トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 スピード スプレーヤー (共有) 1台 高所作業車 1台 他</p> <p>※稲作関連機械は 3戸共同利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 研修等による管理能力の向上 経営内の役割の明確化 沿道、産直販売オーナー制度の一部導入 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 <p>〈家族労働力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
水稲＋花き	〈作付面積等〉 水稲 3.0ha テッポウユリ 露地 0.4ha トルコギキョウ 施設 600㎡ ※転換畑として 1.4haの利用可能	〈資本装備〉 トラクター 1台 育苗ハウス 1棟 パイプハウス (100坪) 2棟 他 ※稲作関連機械は 3戸共同利用	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・研修等による管理能力の向上 ・経営内の役割の明確化 ・地域直売の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保 ・農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 〈家族労働力〉 <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
水稲＋畜産	〈作付面積等〉 水稲 3.0ha 水稲作業受託 (刈取・乾燥) 2.0ha 肉用牛肥育 40頭 飼料畑 2.0ha	〈資本装備〉 トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 他 ※稲作関連機械は 3戸共同利用	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・研修等による管理能力の向上 ・経営内の役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保 ・農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 〈家族労働力〉 <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
水稲＋菌茸	<p>〈作付面積等〉 水稲 4.0ha 水稲作業受託 (刈取・乾燥) 3.0ha 菌床しいたけ 35,000袋 施設用地 0.5ha</p> <p>※転換畑として 2.2haの利用可能</p>	<p>〈資本装備〉 トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 発生舎・抑制舎 ポンプ 1台 動力噴霧器 1台 他</p> <p>※稲作関連機械は 3戸共同利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・研修等による管理能力の向上 ・経営内の役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保 ・農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 <p>〈家族労働力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
工芸作物単一	<p>〈作付面積等〉 葉たばこ 1.8ha</p>	<p>〈資本装備〉 トラクター 1台 管理機 1台 葉編機 1台 幹刈収穫機 1台 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・研修等による管理能力の向上 ・経営内の役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保 ・農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 <p>〈家族労働力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹単一	〈作付面積等〉 りんご 1.1ha もも 0.4ha	〈資本装備〉 スピード スプレーヤー 1台 高所作業車 1台 格納庫 1棟 他	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・研修等による管理能力の向上 ・経営内の役割の明確化 ・沿道、産直販売オーナー制度の一部導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保 ・農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 〈家族労働力〉 <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
野菜専作	〈作付面積等〉 夏秋トマト 施設 3,500 m ² ホウレンソウ（冬） 施設 1,600 m ²	〈資本装備〉 トラクター 1台 管理機 1台 パイプハウス（100坪） 11棟 作業舎 1棟 動力噴霧器 1台 自動点滴灌水施肥システム 1台 除雪機 1台 他 ※ホウレンソウはトマト用ハウスを活用する	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・研修等による管理能力の向上 ・経営内の役割の明確化 ・地域直売の一部導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保 ・農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 〈家族労働力〉 <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜専作	〈作付面積等〉 ねぎ（夏取り） 0.5ha ねぎ（秋冬取り） 0.6ha ホウレンソウ（冬） 施設 1,000 m ²	〈資本装備〉 トラクター 1台 管理機 1台 防除機 1台 移植機 1台 掘取機 1台 皮むき機 1台 作業舎 1棟 パイプハウス （100坪） 4棟 他	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・研修等による管理能力の向上 ・経営内の役割の明確化 ・地域直売の一部導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保 ・農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 〈家族労働力〉 <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
養豚	〈作付面積等〉 養豚（一貫） 繁殖雌豚 50頭 種雄豚 4頭	〈資本装備〉 種豚舎 1棟 分娩豚舎 1棟 離乳豚舎 1棟 育成豚舎 1棟 肥育豚舎 1棟 堆肥製造機 飼料タンク 自動給餌器 他	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・研修等による管理能力の向上 ・経営内の役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保 ・農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 〈家族労働力〉 <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
酪農単一	〈作付面積等〉 搾乳牛 40頭 飼料畑 5.0ha	〈資本装備〉 畜舎 1棟 堆肥舎 1棟 パイプラインミルク 1台 バルククーラー 1台 コンプリフトフィーダー 1台 トラクター 1台 ショベルローダー 1台 ロールベラー 1台 コーンハーベスタ 1台 成牛 35頭 他	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・研修等による管理能力の向上 ・経営内の役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー制度による定期的な休日の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保 ・農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 〈家族労働力〉 <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
畜産単一	〈作付面積等〉 肉用繁殖牛 (黒毛) 50頭 飼料畑 3.0ha	〈資本装備〉 牛舎 1棟 堆肥舎 1棟 トラクター 1台 フロントローダー 1台 2トンダンプ 1台 ローター、プラカ 1台 ロールベラー 1台 コーンハーベスタ 1台 繁殖牛 50頭 他	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・研修等による管理能力の向上 ・経営内の役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保 ・農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 〈家族労働力〉 <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

2. 組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲単一 (主たる従事者 5人)	〈作付面積等〉 水稲 15ha 飼料用米 10ha 水稲受託 26ha (基幹3作業)	〈資本装備〉 トラクター 3台 田植機 3台 コンバイン 3台 乾燥機 4台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理の一元化と組織利益の適正処理(任意組織の場合) ・ 経営体質強化に向けた減価償却費の積立 ・ 研修等による管理能力の向上 ・ 経営内の役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用者の確保 ・ 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保
水稲+枝豆 (主たる従事者 5人)	〈作付面積等〉 水稲 15ha 枝豆 10ha	〈資本装備〉 トラクター 3台 田植機 3台 コンバイン 3台 乾燥機 4台 乗用管理機 1台 播種機 1台 プームスプレー 1台 もぎ取り機 1台 洗浄機 1台 選別機 1台 袋詰機 1台 予冷库 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理の一元化と組織利益の適正処理(任意組織の場合) ・ 経営体質強化に向けた減価償却費の積立 ・ 研修等による管理能力の向上 ・ 経営内の役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用者の確保 ・ 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)をいう。

2 組織経営体における農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の4の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、主要な営農類型は第2で示したものと次に示すものを原則とする。

なお、実現可能な所得水準は、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得について、第2で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上(主たる従業員1人あたりの年間農業所得200万円以上)、他産業従事者や育成する経営体と均衡する年間総労働時間(1人あたり1,200時間程度かつ150日以上)を目標とする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
野菜単一 ～新規就農～	〈作付面積等〉 夏秋きゅうり 0.10ha	〈資本装備〉 トラクター 1台 マルチスプレー 1台 防風ネット 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 研修等による管理能力の向上 経営内の役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 〈家族労働力〉 <ul style="list-style-type: none"> 主たる従事者 1人
花き単一 ～新規就農～	〈作付面積等〉 シンテッポウユリ 0.10ha トルコキョウ 0.10ha	〈資本装備〉 トラクター 1台 マルチスプレー 1台 管理機 1台 パイプハウス 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 研修等による管理能力の向上 経営内の役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 〈家族労働力〉 <ul style="list-style-type: none"> 主たる従事者 1人

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

鹿角市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、支援機構において、まず本市の地域における将来にわたる担い手として認定した認定農業者に対し、税理士等との連携による帳簿の記帳指導、青色申告、税金相談などのコンサルティングを行うなど、経営スキルの育成に努める。

また、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入しうるよう相談機能を一層充実させるとともに、農業経営全般にわたる実践的知識・技術の習得のための研修を行う。

さらに、担い手の女性の能力が十分発揮されるよう研修等を通じて経営を担う人材としての育成を積極的に推進する。

農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、併せて非農家・高齢者等の労働力の活用を図る市独自の農業サポーター制度と農業協同組合が実施する職業相談所の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

第1の4の(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取り組みを重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

鹿角市は、就農希望者に対して本市農業の魅力を積極的に伝えていくため、ホームページや首都圏などにおける就農相談会などを活用したPR活動により、若者に向けた積極的な情報発信を行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

鹿角市は、就農希望者が、鹿角市内の農業者のもとで栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に関する研修制度を充実させるほか、青年等就農計画の作成にあたっては、鹿角市、県鹿角地域振興局農林部および農業協同組合等の関係団体で構成する鹿角地域就農定着支援チームによる作成支援を行う。

鹿角市は、新規就農者が地域で孤立することのないよう、地域の新規就農者同士

が交流できる場を設ける。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

鹿角市は、青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、経営開始を支援するソフト事業やハード事業などの国の支援策や県及び市の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高めることによって、青年等就農計画の実現を支援するものとする。

鹿角市は、認定就農者の経営の確立に資するため、農業委員会、県鹿角地域振興局農林部、農業協同組合等の関係機関・団体の連携の下、必要に応じて栽培技術指導、経営支援等のフォローアップを行うなど、重点的な指導等により当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に指導する。

3 関係機関との連携

鹿角市は、以下の関係機関と連携、役割分担のうえ、農業を担う者の確保及び育成を図るための支援を実施する。

担い手の規模拡大や新規就農者の農地取得については、支援機構や秋田県農業公社、農業委員会、土地改良区が連携し、支援を行う。就農及び経営の相談については、市や農業委員会が対応し、農業を担う者の生活や生産基盤の安定化を図り、新規就農者の確実な定着、経営発展につながるようなフォローアップを行う。

また、作目ごとの営農技術等の習得については、秋田県鹿角地域振興局農林部ならびに農業協同組合が連携しながら、指導、サポートを実施する。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

鹿角市は、農業委員会及び農業協同組合等と連携して、市内における作付け品目等の就農受入体制、研修内容、就農後の営農経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するように努め、市内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供します。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携し、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- 1 上記第2に掲げるこれら効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積及び面積集積に関する目標について、将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェアを目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
70%	

注) (1) 「効率的かつ安定的な農業経営が農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

(2) 目標年次はおおむね10年先（令和15年度）とする

- 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

地域計画の策定ならびに地域計画の実現に向けて、農地中間管理事業を軸として農用地の利用調整に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を図る。特に、農地中間管理機構関連農地整備事業等の基盤整備事業を契機とした集約化を積極的に促進する。

また、中山間地域や担い手不足地域では、関連する各種計画との調整や多面的機能支払交付金等の活用を行い、農業上の利用や農地としての維持を行う区域を設定することを基本としつつ、農業上の利用や農地としての維持を行うことが困難な農地などにおいては、粗放的利用やより省力的で簡易な方法での管理・利用などを実施する、保全等を行う区域の設定も行うことで、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るものとする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

鹿角市は、秋田県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、すなわち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や準主業的経営体が多いこと等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

鹿角市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの事業について、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業については、本市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取り組みを行い、面的な集積が図られるよう努めるものとする。

東部地区は、生産基盤の整備を積極的に推進するとともに、自立専門農家の育成や地域農業生産システム化を構築し、米・野菜・果樹・畜産等の複合経営の拡大に努める。

西部地区は、高能率な生産基盤条件の形成を生かすため中間管理事業等を積極的に実施する。

南部地区は、近代的な農業経営体の育成を図り、高生産性土地利用型農業の実現に努める。また、中山間地域は、中山間地域等直接支払制度等を活用し、遊休農地の発生防止と解消に努める。

北部地区は、複合経営地域として生産基盤の整備を積極的に推進するとともに、生産の組織化を進め生産性の向上を図る。

1. 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の設置の方法

① 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、可能な限り農

繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、鹿角市のホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に利用し、周知を図る。

②参加者

農業者、鹿角市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、秋田県鹿角地域振興局農林部、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

③協議する事項

地域における以下の事項について協議が行われるように協議の場の運営を行う。

ア 地域における農業の将来のあり方

イ 農業上の利用が行われる農用地等の区域

ウ アの実現に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

エ 農業者その他区域の関係者が目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

④相談窓口の設置

協議の場の参加者等からの協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を鹿角市農業振興課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで「人・農地プラン」の実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

鹿角市は、地域計画の策定にあたって、秋田県・農業委員会・農業協同組合・農地中間管理機構・土地改良区等の関係機関・団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実行する。

2. 利用権設定等促進事業に関する事項（改正前の農業経営基盤強化法に規定する農用地の利用権の設定等を推進する事業）

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれに定めるところによる。
- ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
- （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）すべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- （エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、主たる従事者たる構成員をいう）がいるものとする。
- （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されているものであること。
- イ 混牧林地として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設とすることが適当な土地を含む）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権・地上権・永小作権・質権・貸借権・使用貸借による権利又はその使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては（ア）に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者はおおむね利用権の設定等を行う農用地面積の合計の範囲内で利用権の設定を受けすることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は、農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構（農地中間管理事業の

推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項）又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）第 3 条で定めるものを除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと見込まれること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上のものが、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げるものを除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定を行い、かつ、これらの二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容等

利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

① 鹿角市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から別に定める開発事業計画を提出させるものとする。

② 鹿角市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認める時に農用地利用集積計画の作成手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を行う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（４）農用地利用集積計画の策定期期

① 鹿角市は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認める時は、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 鹿角市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

① 鹿角市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、鹿角市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 鹿角市の全部又は一部その他地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により、農用地利用集積計画に定める旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 鹿角市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 鹿角市は、(5)の②から③の規程による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、鹿角市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 鹿角市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権を設定等しようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が（１）の④に定める者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法第６条の２第１項に定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

（ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負うもの

（イ）原状回復の費用の負担者

（ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

（エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

鹿角市は、農用地利用集積計画の案を作成した時は（７）の②に規定する土地ごと

に（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有するすべての者の同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公告

鹿角市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（９）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を鹿角市の掲示板への掲示により公告する。

（１０）公告の効果

鹿角市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（もしくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（１１）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

（１２）紛争の処理

鹿角市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（１３）農用地利用集積計画の取消し等

- ① 鹿角市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによることにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者（法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域の

における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 鹿角市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 鹿角市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を鹿角市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 鹿角市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 鹿角市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての農地中間管理事業及び利用権設定等のあつせんを働きかける。鹿角市農業委員会は、所有者が中間管理事業の実施に応じたときは、中間管理機構と連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3. 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 鹿角市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う公益社団法人秋田県農業公社（農地中間管理機構）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって事業の実施の促進を図る。

(2) 鹿角市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

鹿角市は地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のため行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知) 参考様式第 6 - 1 号の認定申請書を鹿角市に提出して、農用地利用規程について鹿角市の認定を受けることができる。
- ② 鹿角市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ (4) の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- エ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 鹿角市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を鹿角市の掲示板への告示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 鹿角市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（４）の①のイに規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７） 農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８） 農用地利用改善事業の指導・援助

① 鹿角市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 鹿角市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県鹿角地域振興局農林部、農業委員会、農業協同組

合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、鹿角地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

5. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

鹿角市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件整備を図る。

ア 農業協同組合と連携した農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業毎の事情に応じた部分農作業委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、あっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

鹿角市は、1から5までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策に配慮するものとする。

(1) 鹿角市は、農業生産基盤整備の促進等を通じて水田等の大区画化や暗渠施設等の整備を進めるなど、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

(2) 鹿角市は、中山間地域における耕作放棄地の発生防止と多面的機能の維持

に向けて、中山間地域等直接支払交付金事業等による条件整備を図る。

(3)

鹿角市は、作付の団地化や、担い手への土地利用の面的集積、水田の高度利用を進めるため基盤整備や機械・施設の助成、技術経営指導などにより、土地利用率の向上と農業の多面的機能の発現を図る。

(4) 鹿角市は、農村定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

(5) 鹿角市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は令和4年3月24日から施行する。
2. この基本構想は令和5年9月30日から施行する。

別紙 1 (第 5 の 1 の (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとに、それぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・ ・ ・ 法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・ ・ ・ その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・ ・ ・ その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・ ・ ・ その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法（昭和 24 年法律 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号もしくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・ ・ ・ その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第5の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年又は6年又は10年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮するうえで適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年又は6年とすることが相当でないと思われれる場合には3年又は6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地についてはその採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃はそれを金額に換算した額が、上記1から3までの規程によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、貸借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもの定められた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規程により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権設定者に対し名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該農用地利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時点における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わない時は、当事者の双方の申出に基づき、鹿角市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の賃借の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。	Ⅰの③に同じ	Ⅰの④に同じ

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者」（損失がある場合には、受託者という。）と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	所有権の移転時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>